

## IV 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

## 1 対策本部の設置

簡易検査陽性により、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱に基づき、本府では、知事を本部長とする長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県防疫対策本部」という。）を設置する。また、現地では、振興局長を本部長とする鳥インフルエンザ現地総合対策本部（以下「現地総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（以下「現地防疫対策本部」という。）を設置する。

## 2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等

- ①県防疫対策本部と動物衛生課は、公表の内容、今後の防疫方針について調整の上、農林水産省と県がそれぞれ公表を行う。
- ②県防疫対策本部は、疑い事例が発生した農場所在地の市町長に通報するとともに、関係団体等、九州各県へ通知する。
- ③県防疫対策本部は、県総合対策本部と調整の上、防疫措置等に関し、必要に応じ報道機関に適宜情報提供を行う。また、まん延防止のため、マスコミに対して、疑い事例をはじめ、鳥インフルエンザ関係については、本府一括（畜産課、農政課対応）にて広報するため、発生地域等への取材は自粛するよう要請する。

## 3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

現地防疫対策本部は、発生農場、埋却地等の周辺住民に対して、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。説明会には家保・発生市町職員等のほか、保健所の職員も同席し、人の健康危機管理対策について説明を行う。

## 4 緊急防疫作業

県畜産課と動物衛生課が協議して疑似患畜と決定されるまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

### （1）家保の対応

家保職員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- 1) 農場の外部の見やすいところに発生の標識と家畜伝染病のまん延を防止するための立入禁止の掲示を行い、ロープ等で出入口を封鎖するとともに、農場の出入口を1カ所に限り、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。
- 2) 当該農場への部外者の立入を制限する。
- 3) 消石灰等の散布を行うことにより、農場出入口の消毒を行うとともに、農場で使用している衣類・使用器具を消毒する。

- 4) 振興局、市町に協力を要請し、農場周辺の通行の自粛、道路への消毒薬の散布などをを行う。
- 5) 県防疫対策本部の指示により、法第32条第1項の規定に基づき、次の物品の移動を制限する。
  - ①生きた家きん
  - ②家きん卵（ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）
  - ③家きんの死体
  - ④家きんの排せつ物等
  - ⑤敷料、飼料、家きん飼養器具

## （2）振興局・市町の対応

- 1) 農場周囲の通行自粛の対応及び通行制限の準備
- 2) 農場周辺の通行自粛・制限に係る警察への連絡・協議
- 3) 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する協力
- 4) 消毒等に使用する水及び電気の確保

## （3）県防疫対策本部の対応

県防疫対策本部は、HPAI又はLPAIのまん延を防止するため、法に基づく（1）の5)の移動制限を決定するとともに、現地防疫対策本部へ指示する。

# 5 初動防疫の準備

簡易検査陽性を確認した段階で、疑似患畜決定に備え、初動防疫作業が迅速かつ的確に実施できるよう作業現場の事前確認を行う。

## （1）先遣隊の派遣と現地調査

- 1) 先遣隊の構成員  
構成員は下記の通りとする。（◎はリーダー）

◎家保	1名
振興局農業土木職	1～2名
振興局畜産担当	1名
保健所担当	1名
市町担当	1名
建設業協会担当	1名

### 2) 調査事項

発生現地に出向き、先遣隊調査票（様式集）を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、事前調査情報（防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取り図、農場拠点の見取り図等）を使用する。



### 【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 先遣隊の構成員に畜産技術職員を追加
- 先遣隊の確認内容のうち、平時に確認できる内容については、事前に済ませておくこと。（機械の所有状況、水源、鶏舎間口、その他施設概要）
- データを確認しておくこと（年に1回は農場等を確認しデータ更新）。

#### ■調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	<ul style="list-style-type: none"><li>・農場内通路幅</li><li>・排水溝</li><li>・防疫資材（特にガスボンベ）の収容場所</li><li>・作業者の動線</li><li>・汚染物品の搬出経路等</li><li>・防疫フェンスの設置内容（必要な場合）</li><li>・その他</li></ul>
	農場設備等	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有する機械の種類・数量及び操作可能者的人数</li><li>・電源・基盤</li><li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li><li>・その他</li></ul>
	鶏舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・鶏の飼養状況</li><li>・ローダー等機械類の侵入の可否</li><li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li><li>・電源の場所</li><li>・鶏糞量</li><li>・排水溝</li><li>・その他</li></ul>
	堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li><li>・堆肥の量</li><li>・その他</li></ul>
	飼料タンク	<ul style="list-style-type: none"><li>・数量・容量（残飼の推定量）</li><li>・排出糞の状態</li><li>・その他</li></ul>
	水源 (水道栓等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・場所</li><li>・水タンク保有数量・容量</li><li>・水圧の確認</li><li>・その他</li></ul>

区域	施設等	確認内容
埋却地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保場所の規模（面積）</li> <li>・埋却溝のレイアウト</li> <li>・埋却可能数量（処理鶏、飼料、堆肥）</li> <li>・トラック及び重機の進入の可否</li> <li>・必要な重機の種類・台数</li> <li>・照明器具（照明車、投光器）の設置場所・数量</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力噴霧器の設置場所</li> </ul>
農場周辺	通行遮断ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントの場所と数</li> <li>・ポイントの運営に必要な人員</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・案内掲示板の設置場所の確認</li> <li>・その他</li> </ul>
	農場拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所と規模（面積）</li> <li>・設置に必要な資材</li> <li>・着脱場所</li> <li>・ゾーニングの実施</li> <li>・簡易トイレの設置場所</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）</li> </ul>
	農場拠点から農場までの経路	外灯の設置状況、必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否

## （2）防疫作業計画の策定

現地防疫対策本部は、疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、先遣隊の情報を基に、下記作業ごとに作業班編成と進捗管理ができる工程表を作成し、県防疫対策本部と内容を確認する。

作成した工程表は、県防疫対策本部と現地防疫対策本部で共有する。

- 1) 殺処分作業
- 2) 鶏糞除去作業（又は鶏舎内の発酵消毒作業）
- 3) 飼料除去作業（飼料タンク、飼槽）
- 4) 鶏卵除去作業（採卵鶏での発生時のみ）
- 5) 鶏舎消毒
- 6) 堆肥舎内の鶏糞除去作業（又は発酵消毒作業）
- 7) 汚染物品の運搬及び埋却作業（又は焼却作業）
- 8) 埋却地の掘削・埋却作業



### 【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 進捗管理が可能な防疫計画資料を作成する。
- 鶏糞除去作業等で機械を使用する場合は、作業箇所ごとに機械を使用する時間帯、機械の種類・台数を記載すること。
- 併せて、機械オペレーター（農林部職員）の動員計画も作成する。

### (3) 全体防疫作業計画の決定

県防疫対策本部は、現地防疫対策本部から提出のあった初動防疫報告票並びに防疫計画の内容を確認し、作業計画を決定する。

- 動員計画
- 作業計画
- 消毒ポイント設置個所



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

### (4) 初動防疫作業準備

#### 1) 現地防疫対策本部

- 動員要請（一般、建設業協会等）
- 資材調達（購入資材・リース資材・食糧）
- 資材運搬用赤帽トラック（後方支援センタ⇒農場拠点）の確保
- 移動用マイクロバス（後方支援センター⇒農場拠点）の調達
- 後方支援センター及び農場拠点の設営

#### 2) 県防疫対策本部

- 国との連絡調整
- 動員要請・調整
- 移動用バス（各振興局⇒後方支援センター）の調達
- 県備蓄資材輸送準備
- 自衛隊への動員要請（必要な場合）
- 隣県との消毒ポイント設置場所調整（制限区域が隣県に跨る場合）

## 6 動員の考え方

- ①全体動員計画は、発生規模別必要人員数の表のとおりとする。（P. 10～22）
- ②各地域の動員計画は、毎年度別に定める。
- ③農場作業者が確保できない場合は、総務動員者確保班（農政課）から他部へ動員を要請する。
- ④農場作業に協力する九州農政局等の国職員の動員は、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生を要請の目安とする。国からの動員者調整は、県本部で行う。
- ⑤農場内の鶏糞等の処理に農技センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターの、ホイルローダーの有資格者を動員する。有資格職員は、県防疫対策本部動員枠とするため、地域の動員者リストには含めない。

- ⑥自衛隊への動員要請は、原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生時を要請の目安とし、発生鶏舎の殺処分作業を依頼するが、それ以下の規模での発生であっても、人員が不足する場合にあってはこの限りではない。
- ⑦防疫作業従事者に対しては、防疫作業従事除外基準（慢性心疾患で通院加療中の者等）に基づく確認や作業前の健康調査を行うとともに、作業前後における防護服の適切な着脱指導等をもって感染防止対策を徹底する。
- ⑧各作業箇所に作業管理者として責任者と情報連絡員を配置する。
- ⑨責任者と情報連絡員は、一般職員の動員リストとは別に動員者を選定する。

### ■作業班

#### ○後方支援センターサポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名以上	27名	1	8	8	8	1	1	

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者及び防護服の脱着サポートは含まない。

#### ○農場拠点サポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳			作業時間／クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名以上	18名	1	15	2	

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

#### (埋却地拠点サポート班員)（一般職員）

埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳		作業時間／クール
		資材係	消毒係	
関係なし	2名 (固定)	1 (固定)	1 (固定)	8時間

※農場と埋却地が離れている場合に設置

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

(自衛隊対応サポート) (一般職員)

自衛隊動員数	役割	人数	配備箇所	作業時間／クール
関係なし	連絡係	2名(固定)	前進拠点※1	8時間
	資材係	2名(固定)※2	後方支援センター	

※1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

※2：資材係は第1クール(0～8時間)のみ配置する

(防疫作業員) (一般職員)

作業班	作業箇所	人数/班	作業時間/クール	作業内容等
農場通行規制班	農場外	2名	8時間	発生農場に至る通路の遮断
農場車両等消毒班	農場内	2名	4時間	農場から出る車両・作業員の消毒
殺処分班	農場内	班長(家保等)	8時間	
		25名	4時間	捕鳥係6、運搬係8、炭酸ガス注入係1、袋詰め係5(結紮2、消毒1、搬出2)、フレコンバッグ詰め係4、搬出補助係1
農場清掃・消毒班	農場内	25名	4時間	殺処分作業後の鶏舎清掃・消毒
埋却地班	埋却地	衛生班長(家保)	8時間	
		土木班長(農業土木職)	8時間	
		4名(班数は固定)(6名)	4時間	埋却補助4名(埋却地が農場敷地外にある場合は、車両消毒係を2名追加)
消毒ポイント班		5名	8時間	作業開始3日後頃から外部委託に切り替え
ローダー有資格者	農場	2名※	8時間	鶏糞除去等におけるホイルローダー等の操作

※ローダー有資格者は1農場につき、1クール(8時間)あたり2名配置する。

(埋却作業) (建設業協会)

		飼養規模	
		9万羽以下	9万羽超え
現場管理係	1名	1名	
掘削係	4名 (OP 2名、玉掛技能者 2名)	6名 (OP 3名、玉掛技能者 3名)	
搬出積込	3名	3名	

※記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

※埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

■作業管理者

○作業責任者

責任者	人数	作業時間	管理区域
後方支援センター責任者（家保）	1名	8 時間	後方支援センター
農場拠点責任者（家保）	1名	8 時間	農場拠点
埋却地拠点責任者（家保）	1名	8 時間	埋却地
農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8 時間	農場
農場防疫責任者（家保）	1名	8 時間	農場（防疫作業に限定）

※埋却地拠点は、埋却地が農場から離れた場所に位置する場合のみ設置するが、埋却地拠点責任者は、埋却地衛生班長が兼務する。

○情報連絡員

配置箇所	配置職員	人数	作業時間	備考
後方支援センター	畜産関係職員	1名	8 時間	
農場拠点	〃	1名	8 時間	
農場	〃	2名	8 時間	肉改C、農技畜研部門、農大畜産学科
埋却地	〃	1名	8 時間	農業敷地外の場合に配置



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

農場での業務管理と情報伝達体制を改善するため、新たに各作業箇所に責任者と情報連絡員を配置した。